

J A M 政策NEWS

2012年3月30日 第2012-019号

【発行】J A M

【発行責任者】宮本礼一

【編集】政策政治グループ

03-3451-2425

E-MAIL : seisaku.seiji@jam-union.jp

4月1日から変わります！！

【高額療養費制度】

医療機関等の窓口で支払う自己負担額が1ヵ月（1日から末日まで）単位で一定額を超えた場合、その超えた金額を支給する「高額療養費制度」があります。これまでは入院する場合は、窓口で「認定証」を提示し、窓口での支払いを自己負担限度額にとどめることが可能でしたが、4月1日からは外来診療についても「認定証」を提示すれば自己負担限度額を超える分は窓口で支払う必要はなくなります。

加入している健康保険組合に「認定証（限度額適用認定証）」の交付申請をしてください。

【2012年度年金額】

2012年1月に総務省が発表した「平成23年 平均の全国消費者物価指数」の対前年比変動率がマイナス0.3%となったため、法律の規定により年金額は0.3%の引き下げとなります。老齢基礎年金は年額2,400円減になります。年金の受取額が変わるのは、4月分が支払われる6月分からです。また、国民年金の保険料も40円引き下げになります。

老齢基礎年金額	788,900円（月額65,741円）	786,500円（月額65,541円）
国民年金保険料	月額15,020円	月額14,980円

【雇用保険料率】

2012年度から雇用保険料率が引き下げられます。4月に支給される賃金から新しい保険料率になります。

労働者負担	6/1000	5/1000
事業主負担	9.5/1000	8.5/1000

【労災保険料率】

2012年度から労災保険料率が引き下げられます。事業の種類により3/1000～103/1000の範囲内で保険料率が定められていましたが、範囲が2.5/1000～89/1000となります。

新料率 = <http://tokyo-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/var/rev0/0032/0541/24rousai.pdf>

【児童手当】

「子ども手当」が「児童手当」に変わります。

<支給額>

- 夫婦・子ども2人（年収960万円未満）、夫婦・子ども1人（年収917万8千円未満）
3歳未満 = 15,000円 3歳以上小学校修了まで = 第1・2子10,000円、第3子以降15,000円 中学生 = 10,000円
- 夫婦・子ども2人（年収960万円以上）、夫婦・子ども1人（年収917万8千円以上）
当分の間 子ども1人につき 5,000円